一　保安林の所在場所　京都府福知山市字室小字城山一の一から一の五まで、小字昆砂門谷一一一の四、八一一二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字昆砂門谷一一一の四・八一一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町高野東谷一・二・三の一・三の二・四・五・九から一三まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、六、七、藤巻二七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字百田七一の六から七一の八まで、七一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区静市市原町一二八一の二から一二八一の五まで、一二八一の八、一二八一の九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区坂本字シンナシ一八六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市筏場字西幡八〇三の九七から八〇三の一〇七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市下船原字山下三七七の一六から三七七の一八まで・字向山七五五の三（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字井戸沢一九六三の一四（国有林）、一九六三の六から一九六三の一三まで、字桂島一九八三の九・一九八六の一四から一九八六の一六まで（以上四筆国有林）、一九八三の八から一九八三の五から一九八五の九まで、一九八六の五から一九八六の一三まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市上浦大字浅海井浦字浪太鼻三七八一の六・三七八九の一四・三七八九の一五・三七九〇の六から三七九〇の八まで（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・三七八一の二・三七八九の四・三七八九の六・三七八九の九・三七九〇の二（以上五筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十八年五月六日
農林水産大臣　森山　**裕**

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヰセキ　ＳＦ430Ｊ	215022	井関農機株式会社
〃	ヰセキ　ＳＦ430 ＦＥＮＤＴ　416.810	215023 215024	〃 エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	クボタ　ＴＳＱ24Ａ	215025	株式会社クボタ
〃	クボタ　ＴＳＦ250	215026	〃
〃	クボタ　ＴＳＦ300	215027	〃
〃	三菱　ＣＦ340	215028	三菱マヒンドラ農機株式会社
〃	三菱　ＣＦＭ55	215029	〃
〃	三菱　２Ｆ340Ａ	215030	〃
〃	三菱　２ＦＭ55	215031	〃

2　検査成績の概要
検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。